

IBM クラウド・サービス記述書

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud

お客様の注文に関する「サービス記述書」は、以下のとおりです。

1. クラウド・サービス記述書

お客様が注文できる「クラウド・サービス」オファリングは、以下のとおりです。以下の第 1.1 条では、「クラウド・サービス」を使用するために注文しなければならない基本オファリングについて記載します。以下の第 1.2 条に、お客様が注文できるオプション機能を記載します。お客様が注文したオファリングは、お客様の「注文関連文書」に記載されます。本「クラウド・サービス」において、「注文関連文書」は、IBM がお客様に提示する「見積書」およびお客様が IBM から受領し「クラウド・サービス」期間の開始日と終了日を定めて「クラウド・サービス」がプロビジョニングされたことを確認し、請求がいつ開始されるかをお客様に通知する「証書 (PoE)」で構成されます。

1.1 IBM Kenexa Skills Manager on Cloud

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud は、スキル要件を定義して従業員のスキルを把握してから、結果を分析、適用する機能をお客様に提供します。IBM Kenexa Skills Manager on Cloud は、認定ユーザー数を単位として購入されます。スキルおよび能力アセスメント・プロセスについては、以下に概要を記載しています。

スキルを定義する

IBM Kenexa Skills Manager は、スキルまたはコンピテンシー・フレームワークをホストするために使用できます。このソフトウェアは、フレームワークを拡張またはカスタマイズするために使用できるツールも提供します。数量不定のスキル・カテゴリー、スキル、および数字で表されたスキル・レベルの範囲を備えたスキル・フレームワークを提供できます。多数のフレームワークをシステムに追加し、これを組織内の個別のグループに対して公開することも可能です。

プロフィールを定義する

IBM Kenexa Skills Manager は、システムに追加したスキルおよびコンピテンシー・フレームワークからプロフィールを作成し、そこから引き出されたスキルにプロフィールをマッピングすることを可能にします。プロフィールは個人に必要とされるスキル、およびスキルごとに要求される能力レベルを定義します。

組織をモデル化する

IBM Kenexa Skills Manager は、各従業員のスキル・アセスメントを検証する者に影響を与える組織構造をモデル化するために使用できます。そして、このモデル組織構造を使用して従業員スキルのレポート作成を分類できます。

スキルを評価する

個人は、自身のプロフィールに関連したスキルの一覧を提供されます。個人は、自身のスキル能力を最もよく表すレベルを選択します。ユーザーは、自身の役割の中心ではないスキルを評価することもできます。例えば、個人は自身が以前担当していた業務または前職で習得、使用してきたスキルを保持することができます。システムは、個人が自分で業務プロフィールを選択するためのオプションも提供します。

評価を確認する

プロセスにおける次のステップは、マネージャーが従業員のスキル能力について確認または質問することを可能にします。マネージャーと個人のアセスメントに相違がある場合には、マネージャーは、ユーザーにそのスキルの再アセスメントを要求する機能を利用できます。

学習および開発を設定する

個人には自身の現行のスキル能力レベル、および、そのプロフィールに必要なスキル・レベルの一覧が提供されます。これはスキルにおける「ギャップ」(個人の現行のレベルとそのプロフィールで要求されるレベルとの差)を示します。開発計画は、期限を定め、マネージャーおよび従業員によって設定された目標および開発アクティビティーによって作成することができます。

お客様によって開発された学習および開発アクティビティーを、特定されたスキルのギャップを埋めるための助けとして追加することができます。本情報は、個人のための学習・開発ロードマップとして提示され、また、包括的な研修計画を提供するために、事業単位レベルで集約することもできます。

スキルを分析する

IBM Kenexa Skills Manager は、照合されたデータをスキル・データベースに保存します。多くのメニュー形式オプションが事業管理レポートおよびアプリケーションを生成するために提供されます。

1.2 オプション機能

お客様は以下のモジュールの 1 つまたはそれ以上を購入するためのベースとして、IBM Skills Manager on Cloud モジュールを有している必要があります。

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud Dashboard Reports and Advanced Analytics

組織能力、個人および組織のスキルのギャップ、および、お客様が作成した優先すべき規定の学習要件の拡張ビューを提供します。いくつかの事前設定されたレポートおよびダッシュボードを通じて、お客様は組織のスキル・インベントリを一覧をリアルタイムで確認することができます。

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud Resource Availability Planning

プロジェクト要件を定義、管理し、主要な検索基準に基づいて人材を選択、また、ガント・チャート時間追跡によって利用状況を確認する機能を提供します。人材のスキルおよび状況に基づいてプロジェクトに人材を割り当て、現在および将来のリソース計画を作成する機能を提供します。

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud Succession Planning

既存従業員を後継者候補として指名できる役割を定義する機能を提供します。現職者および後継者については、9つのボックス・グリッド上で対応状況を比較することができます。かかる要件が定義されていることを前提に、スキルまたはコンピテンシーのギャップを確認する機能を提供します。

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud SFIA Competencies

Skills Framework for the Information Age (以下、「SFIA」といいます。)に対してスキル・アセスメントを実施する機能を提供します。SFIA はアセスメントのためのスキル・ライブラリーで、SFIA 財団から使用許諾を受け、お客様に対して電子的に展開されます。

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud Compliance Management

コンプライアンス要件を定義する機能を提供し、スキル、知識および研修要件または証明要件によってコンプライアンスを管理するための共通フレームワークを提供します。詳細なレポート作成およびリアルタイムのコンプライアンス情報により、組織全体にわたるコンプライアンス状況を正確に追跡する機能を提供します。

IBM Kenexa Skills Manager on Cloud Performance Management

複数のパフォーマンス・サイクルを定義する機能を提供し、各サイクルをチーム、役割または個人に割り当てることができます。従業員のスキルおよびコンピテンシー、数値、目的および目標を評価する機能を提供します。目標をグループ化、またはクライアント定義のセグメントに分類する機能を提供します。目標は、チームを通じて組織から個人に伝えられます。組織固有の用語でカスタマイズされた自動電子メール通知およびリマインダーを作成する機能。いくつかのレポート作成オプションとともに、健康診断の実施についてレポートする機能を提供します。

2. セキュリティーの内容

2.1 セキュリティー・ポリシー

IBM は、プライバシーおよびセキュリティーに関するポリシーを IBM の従業員に伝え、これを保持します。IBM は、国内外で、IBM データ・センターをサポートする個人に対しプライバシーおよびセキュリ

ティーターに関する教育研修を受けるよう要求し、情報セキュリティに重点的に取り組むセキュリティ・チームを保持します。IBM セキュリティ・ポリシーおよび基準については 1 年ごとに審査し、再評価します。IBM のセキュリティに関する事故は、包括的な事故対応手順に従って処理されます。

2.2 アクセス制御

クライアント・データに対するアクセスは、必要に応じて、職務分離の原則に従って、権限のある IBM サポート担当員によってのみ許可されます。クライアント・データにアクセスする際のすべてのチャネル接続は暗号化されます。本「クラウド・サービス」をサポートする IBM データ・センター内では WIFI は一切使用しません。

2.3 サービスの完全性および可用性

オペレーティング・システム・リソースおよびアプリケーション・ソフトウェアの変更には、IBM の変更管理プロセスが適用されます。また、ファイアウォール規則の変更についても変更管理プロセスが適用され、実施前に IBM セキュリティ・スタッフが個別に審査します。IBM は、データ・センター・リソースを 1 日 24 時間 週 7 日、系統的に監視します。潜在的なシステム・セキュリティ危険度の検出および解決を支援するために、内部および外部の脆弱性スキャンを権限のある管理者が定期的実施します。アンチウイルス検知システムが、すべての IBM データ・センター全体に導入されています。IBM のデータ・センター・サービスは、公共ネットワーク上のデータ伝送についてさまざまな情報伝送プロトコルをサポートします。これには、HTTPS/SFTP/FTPS が含まれます。オフサイトで保管されるバックアップ・データは、転送前に暗号化されます。

2.4 アクティビティの記録

システム、アプリケーション、およびネットワーク・インフラ・デバイスについて技術的に可能な場合、IBM は、そのアクティビティのログを保持します。

2.5 物理的セキュリティ

IBM は、データ・センター・リソースに対する許可されていない物理アクセスを制限するように設計された物理的セキュリティ基準を保持します。データ・センターには、制限されたアクセス・ポイントだけが存在します。これらのアクセス・ポイントはアクセス・リーダーによって制御され、監視カメラによって監視されています。アクセスは、アクセスを承認された権限のあるスタッフのみに許可されます。アクセス・バッジ、またはバッジなしのデータ・センターへのアクセス許可は、権限を有する運用スタッフ、およびセキュリティ・スタッフに対して発行されます。従業員は、雇用終了時にアクセス・リストから削除され、バッジを有している場合には、返却しなければなりません。IBM 以外の運用スタッフおよびセキュリティ・スタッフは、施設に入場する際に登録され、施設内にいる間は付添人が同行します。搬入・搬出場所、および許可されていない個人が施設に入場できるその他の場所については管理されます。

2.6 遵守

IBM はプライバシーの実践が米国商務省の「セーフ・ハーバー原則」(通知、選択、転送、アクセスおよび正確性、セキュリティ、ならびに監督/実施)に一致することを 1 年ごとに証明します。業界標準監査 SSAE 16 type (以前の SAS 70)、または同等の監査が、実稼働データ・センターで 1 年ごとに実施されます。IBM は、IBM の事業要件の遵守に関してセキュリティおよびプライバシー関連のアクティビティを審査します。情報セキュリティ・ポリシーの遵守を確認するために、IBM は評価および監査を定期的実施します。全従業員のセキュリティ教育および意識向上のための研修を、IBM の従業員およびベンダーの従業員は 1 年ごとに受講します。倫理的な企業行動、機密保持および IBM のセキュリティ義務を果たすために、従業員は自身の業務目標および責任について 1 年ごとに再認識します。

3. ライセンス、課金および期間情報

3.1 課金単位

「クラウド・サービス」オファリングは、「注文関連文書」に記載された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- a. 「アクセス」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「アクセス」は、「クラウド・サービス」を使用する権利です。お客様は、「証書 (PoE)」または「注文関連文書」に指定

された課金期間中に、「クラウド・サービス」を使用するために1件の「アクセス」使用許諾を取得する必要があります。

- b. 「許可ユーザー」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。お客様は、何らかの手段により直接または間接的に（例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを経由して）「クラウド・サービス」へのアクセスを与えられた特定の「許可ユーザー」ごとに、個別に専用の使用許諾を取得する必要があります。「証書 (PoE)」または「注文関連文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」へのアクセス権限が付与される「許可ユーザー」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3.2 料金および課金

「クラウド・サービス」オファリングに関する支払金額は、「注文関連文書」に記載されます。

3.2.1 セットアップ

セットアップ料金は、「注文関連文書」に明記されます。

3.2.2 超過分

課金期間中のお客様の「クラウド・サービス」の実際の利用が、「注文関連文書」の「PoE」部分に記載される使用許諾範囲を超える場合には、お客様は、「注文関連文書」の規定に従い、その超過分について請求されます。

3.3 期間および更新オプション

3.3.1 期間

「クラウド・サービス」の期間は、「注文関連文書」に規定される「クラウド・サービス」の一部にアクセス可能となったことを、IBM がお客様に通知した日に開始します。「注文関連文書」の「PoE」部分で、期間の正確な開始日と終了日、および期間の更新方法または更新の有無を確認します。お客様は、期間中、IBM または「IBM ビジネス・パートナー」にお問い合わせいただくことで、お客様の「クラウド・サービス」の利用レベルを上げることができます。IBM は、「注文関連文書」でその利用レベルの変更を追認します。

3.3.2 クラウド・サービス期間の更新オプション

お客様の「注文関連文書」では、以下のいずれかの期間を指定して、期間満了時に「クラウド・サービス」を更新するか否かが規定されます。

a. 自動更新

お客様の「注文関連文書」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「注文関連文書」に規定されている期間の有効期間満了日の少なくとも90日前までに、書面による要求により、期間満了となる「クラウド・サービス」期間を終了することができます。IBM または「IBM ビジネス・パートナー」が、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる期間は1年間または「注文関連文書」の「PoE」部分に規定される当該更新前の期間と同じ期間のいずれかの期間で自動的に更新されます。

b. 請求の継続

「注文関連文書」に、お客様の請求は継続すると付記されている場合、お客様は引き続き「クラウド・サービス」に対するアクセス権を有するものとし、「クラウド・サービス」の利用に対して継続的に請求が行われます。「クラウド・サービス」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は、90日前までに、IBM または「IBM ビジネス・パートナー」にお客様の「クラウド・サービス」の解約を要請する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

c. 更新必要

「注文関連文書」に、お客様の更新タイプは「終了」であると付記されている場合、「クラウド・サービス」は期間満了時に終了し、お客様の「クラウド・サービス」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「クラウド・サービス」の利用を継続するには、お客様は、お客様の IBM 営業担当

員または「IBM ビジネス・パートナー」に対して発注し、新規の「サブスクリプション期間」を購入する必要があります。

4. テクニカル・サポート

基本的なお客様サポートは、「クラウド・サービス」オファリングおよび「イネーブリング・ソフトウェア」に対して、「サブスクリプション期間」中に適宜提供されます。お客様が使用できるテクニカル・サポートおよびお客様サポートの詳細は、以下の Web サイトをご覧ください。

<http://www.ibm.com/software/support/kenexa/supportskm.html>

5. 追加情報

5.1 基準データ

別段の定めがある場合でも、規範的な調査、分析、およびレポート作成の目的に限り、IBM は、本「サービス記述書」に基づいて IBM に提供されたお客様のコンテンツを、集約された匿名形式 (すなわち、お客様を機密情報のソースとして特定できない形式、および個々の従業員および求職者、またはそのいずれかを特定できる個人情報が削除される形式) で維持、使用することができます。本条項の規定は取引終了後または満了後も存続するものとします。

5.2 お客様のデータの返却または削除

「サービス記述書」または「本契約」の終了後または満了後の、お客様の書面による要求により、IBM は自社のバックアップ・ポリシーおよび保存ポリシーに従い、「クラウド・サービス」で利用可能なすべての専有コンテンツを削除するか、またはお客様に返却します。

5.3 データ収集

お客様は、IBM が、利用統計データと情報 (ユーザー・エクスペリエンスの改良に役立てること、およびユーザーとの間の対話をカスタマイズすること、またはそのいずれかを目的とした) を収集する際に、<http://www-01.ibm.com/software/info/product-privacy/index.html> に従って、個人を特定できる情報を収集するために、Cookie および追跡技術を使用することに同意するものとします。準拠法で要求されている場合には、お客様は対象ユーザーに通知済みであり、上記のすべてを実行することについてユーザーの同意を得ているものとします。

5.4 データの処理

すべての EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、およびスイスで行われる取引については、以下の条件が適用されます。

お客様は、IBM が、イングランド、インド、アイルランド、および米国に対して、海外で「個人情報」を含む「コンテンツ」を処理できることに同意します。

お客様に固有のサービス・サポート機構に応じて、お客様は、IBM が、以下のその他各国に対して、海外で「個人情報」を含む「コンテンツ」を処理できることに同意します。オーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、フィンランド、ドイツ、香港、日本、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカ、スウェーデン、および UAE。

お客様は、IBM が、「クラウド・サービス」の提供のために必要であると合理的に判断した場合には、通知をもって、この国一覧を変更できることに同意します。

IBM の「米国 - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」および「スイス - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」が EEA またはスイスの「個人情報」の移転に適用されない場合には、当事者またはその関連会社は、選択条項を除く EC Decision 2010/87/EU に従って、該当するそれぞれの役割において、EU モデル契約条項に基づく、修正が加えられていない標準的な合意を別途締結することができます。関連会社が締結した場合であっても、かかる合意に起因するすべての紛争または責任については、両当事者は、本契約の条件に基づいて、紛争または責任が両当事者間で生じた場合と同様に取り扱うものとします。